

序 日本鍼灸のガバナンス

筑波技術大学名誉教授、社会鍼灸学研究会代表
形井秀一

ガバナンス (governance) とは統治、管理、制御を意味する。それを実施する組織の最たるものが国家や政府 (government) であり、また近年、企業の倫理観が問われ、「コーポレートガバナンス」(企業統治) という言葉も用いられる。だがそれとは反対に、「組織や社会を構成するメンバーが主体的に関与する、意志決定、合意形成のシステム」(ウェブサイト「コトバンク」より) を意味する「パブリックガバナンス (public governance)」も重要であることも認識されている。消費者、市民、受益者の意識の高まりと権利の擁護が進むと共に、日本においても、近世から続く御上 (おかみ) の統治、お役所へのお任せ、大企業の年功序列などの意識から、消費者や市民ファースト、行政と受益者の「協働」という、パブリックガバナンス意識が向上してきている。このような現今だからこそ、日本鍼灸のガバナンスをその両方の意味から検討したい。

国民の保健衛生 (医療) は社会保障問題の重要事項であるので、各種の法律に則り、国家 (厚労省) がガバナンスしている。例えば、医療従事者数調整や国家試験の合格率・水準の維持などはその証左であろう。その施策や方向性に関しては、厚労省と医師や看護師などの代表が意志決定している。さらに、そのガバナンスに関しては、患者の権利であるインフォームドコンセント・チョイスを大切にするという時流も少なからず影響しているのである。

さて、日本鍼灸界には「ガバナンス」はどの様に存在するのであろうか。

合格率が年々低下傾向のはり師、きゅう師国家試験は、2018 年春実施された第 26 回で、合格率は 50% 台まで低下し、過去最低を更新した。この合格率の低下傾向は、福岡判決後の鍼灸学校の急増が少なからず影響していると考えられるが、鍼灸市場の低迷も鍼灸学校の乱立による資質低下が要因とも言われている。

その福岡裁判は、柔道整復専門学校設置規制に対して、一学校法人が反旗を翻したことであり、規制緩和の流れもあり障壁が撤廃された。その結果、市場経済競争原理の影響が鍼灸界にも及んだ。それまでの国の規制という暗黙のガバナンスから解放された結果と考えられるが、現在議論がなされている「療養費」問題、マッサージ学科新設要求とその裁判などに関しても、すべて、あはき界のガバナンス力不足がもたらした混迷と言えよう。しかし、反対の見方をすると、日本鍼灸の手法や流派の特徴である「多様性」が伝統となり、互いの存在を認め合い、緩やかな結束力で、医療の端くれとして生き残ってきたと考えれば、パブリックガバナンスが長年機能しているという見方も成り立つ。

鍼灸界の国際的な関係の中に日本鍼灸があることを強く意識させられる昨今であるが、国内の諸問題に関して、鍼灸のガバナンスが問われている。日本鍼灸のガバナンスに関する実情の検証には、パブリックガバナンスの一つであるメディアも検討するに値する。ガバナンスの存在の有無、必要性、その質、あり方も含め、学術的に、冷静に、鍼灸界のガバナンスについて議論することが望まれる。

(第 13 回社会鍼灸学研究会発表呼びかけ文を改編)